

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大和市長

公表日

令和5年8月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握
③システムの名称	健康管理システム(予防接種) 宛名システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 ・番号条例第4条第1号 別表第二 3項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部医療健診課
②所属長の役職名	医療健診課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5334
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部医療健診課 神奈川県大和市鶴間1-31-7 046-260-5662

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月24日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課	総務部総務課 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5334	事後	
平成28年6月24日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	総務部総務課	健康福祉部健康づくり推進課 神奈川県大和市鶴間1-31-7 046-260-5662	事後	
平成29年7月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成29年7月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	—	1. 別表第二の16の2項 2. 別表第二の17項 3. 別表第二の18項 4. 別表第二の19項	事後	
平成30年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	目代 雅彦	新比叡 明	事後	
令和1年6月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	新比叡 明	健康づくり推進課長	事後	
令和1年6月4日	IVリスク対策	—	評価書の様式変更に伴い、記載項目を追加	事後	
令和1年8月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①健康福祉部健康づくり推進課 ②健康づくり推進課長	①健康福祉部医療健診課 ②医療健診課長	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項	・番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項	事前	
令和5年4月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(予防接種)宛名システム 統合用宛名システム 中間サーバー	健康管理システム(予防接種)宛名システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事前	
令和5年4月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	3)1万人以上10万人未満	4)10万人以上30万人未満	事前	
令和5年4月20日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事前	